

特別決議

すべての障害者の前に立ちはだかる「65歳の壁」を取り払うため、 「天海訴訟」を全面的に支持し、支援の輪を広げましょう

障千連代表 天海正克さんが「障害者総合支援法第7条は憲法違反」等として、訴訟に立ち上がりました。

きのうまで無料であった介護の負担金が、65歳になると同時に介護保険が強制され、月1万5千円の負担金が徴収されるのは、障害者運動が積み上げ、克ちとってきた成果を反故にするもので許せない。

障害年金と手当で月13万円の収入のなか、負担金を徴収されてしまうと、社会参加の機会も削がれてしまう。

などと天海さんは訴えています。

65歳で強制的に障害者福祉から介護保険に移行させられることは、生活の基盤を危うくされ、社会参加を保障した障害者基本法にも、障害者権利条約にも違反し、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した日本国憲法にも違反するものです。

この問題は、一人天海さんのみにふりかかった問題ではなく、日本に住むすべての障害者の前に立ちはだかる大きな壁、理不尽、不条理の「65歳の壁」です。

私たち障千連はこの「天海訴訟」を全面的に支持します。

また障千連加入の障害者団体のみならず、他の障害者、家族、関係者の団体、労働組合、平和団体、住民団体などあらゆる団体、個人、全県、全国の多くの方に支援の輪を広げましょう。

「天海訴訟」の勝利を目指す取り組みを進めることは、同時に障害者福祉を改善する運動でもあります。

最後まで頑張りましょう。

以上決議します。

2015年11月15日 障千連 第42回総会